

名護市教育大綱

(令和8年度～令和11年度)

令和8年3月27日

名護市

1 はじめに

名護市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第1条の3第1項の規定により定められるものです。

本大綱は、法第1条の4第1項の規定により設置された名護市総合教育会議において、市長及び教育委員会が協議を行い、市長が策定しました。

今後、本市の教育行政については、市長及び教育委員会の双方が本大綱で定められた事項を尊重し、事務執行を行って参ります。

なお、本大綱は、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌したものであり、第5次名護市総合計画後期基本計画及び第4次名護市教育振興基本計画の内容を踏まえたものとなっております。

2 大綱の期間

大綱の期間を、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

3 大綱について

第5次名護市総合計画後期基本計画（令和8年度から令和11年度まで）（令和8年3月名護市策定）の下記のまちづくりの基本方針及び政策をもって「名護市教育大綱」とします。

4 基本方針

(1) 育みと学びのあるまちづくり

子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、多様な子育て支援の充実に努めるとともに、子どもたちが地域に見守られ、成長していけるような環境づくりを進めます。

また、全ての就学前施設における質の高い幼児教育の総合的な提供を推進し、幼児教育の充実と幼児教育と小学校教育との円滑な接続を目指した取組を進めます。

これからの新しい時代を切り拓く「生きる力」の育成を目指し、主体的に学び、他者と協働し、たくましく生きる、心豊かで心身ともに健康な幼児児童生徒の育成を目指した教育を地域及び高等教育機関と連携を図り進めていくとともに、子どもたちが安全に安心して学べる教育環境づくりを進めます。また、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支える体制づくりを目指します。

青少年の健全育成については、地域ぐるみで青少年を育む環境づくりを進めます。

(2) 楽しみのあるまちづくり

人生 100 年時代を楽しむために、地域におけるコミュニティ活動や各種社会教育団体の活動を支援するとともに、公民館などの社会教育施設の充実を図ります。

子どもから高齢者まで気軽にスポーツに親しむことができるよう、指導者の育成などスポーツ・レクリエーション活動の振興に努め、併せてスポーツコンベンション誘致も見据えたスポーツ環境の充実を図ります。また、地域に根ざした文化・芸術活動を促進するとともに、地域で大切に育まれてきた伝統文化の保存・継承と文化財の保全・活用に努めます。

更に、市民一人ひとりの人権や多様性を尊重することをまちづくりの基本としながら、他地域や異文化との交流の輪が広がるよう、交流活動の拡大と積極的な推進を図ります。

政策1 育みと学びのあるまちづくり

施策1 児童・子育て家庭への支援

子育てに関する相談支援や保育サービスの質の向上を図るため、保育環境の充実を進めるとともに、保育に携わる人材の育成と継続して働ける仕組みづくりやサポートを行うことで、安心して社会全体で子育てを応援する環境づくりを進めます。

また、地域や関係機関等との連携による児童虐待の防止や適切な支援を図るとともに、公共施設等を活用した子どもの居場所づくりや学びと遊びの場づくりについても取組を進めます。

施策2 家庭教育と幼児教育の充実

基本的な生活習慣の形成にとって、非常に重要な幼児教育の一層の充実を図るため、保幼こ小をはじめとした横の連携を定着化させ、望ましい幼児教育のあり方の実現に向けて取り組めます。

また、家庭教育の充実を図るため、親の学びの場と親同士の交流の機会をつくり、家庭での教育を支援します。

施策3 青少年の健全育成

名護市の将来を担う人材育成を、青少年育成協議会等の各種団体と連携しながら地域ぐるみで行うとともに、青少年の指導者の育成も強化します。

また、世代に合わせた地域情報の共有や、地域での青少年に向けた体験学習等の推進による新たな参加者の増加を目指します。

施策4 学校教育の充実

全ての子どもたちが安心して豊かな学校生活を送れるよう、県や他の教育機関と連携し継続的・計画的な学習指導や生徒指導等を行い、学力の向上や問題行動等への取組を進めます。更に、豊かな心や健やかな体の育成に向けて、体験活動や道徳教育等を充実するとともに、体力の向上や基本的な生活習慣の確立、食育の推進を図ります。

また、地域や高等教育機関等と連携・協働し、地域ぐるみの子育て・教育を進める事業やコミュニティ・スクールの充実を図り、地域とともにある学校づくりを推進します。

安全で快適な教育環境づくりに向け、施設整備や学校備品等の充実を図るとともに、安全安心な学校給食を提供できるよう、新学校給食センターの建設に向けて取り組めます。

政策 2 楽しみのあるまちづくり

施策 1 社会教育の充実

多様化する暮らしの中で、市民一人ひとりが充実して地域で暮らし続けるには、生涯を通じた学びや生きがいがづくりといった“楽しみ”を持つことが大切です。

地域における社会教育活動のより一層の充実を図るため、地域の社会教育団体の活動を支援します。また、公民館等の社会教育施設を地域住民が多様なニーズに合わせて活用できるよう、支所や社会教育主事等と連携し、活動の展開のサポートと施設機能の充実を図ります。

施策 2 地域コミュニティの活性化

多様化する市民ニーズや地域特性、時代潮流を捉えながら地域づくりを進めていくためには、市民との協働体制が不可欠です。

そのため、市民活動や地域コミュニティ等が自主的に取り組む公共性の高い活動を支援するとともに、多様な主体と連携し、地域の抱える課題解決を図る核となる拠点として、支所・中央公民館の役割を明確化させ、地域の窓口としての機能を強化します。

また、現在実施されている地域事業の目的の整理や検証を行い、事業の自立化を図るとともに、自主防災組織の立ち上げや空家等対策など、新たな社会課題に対応していける体制づくりを目指します。

施策 3 スポーツ・レクリエーション活動の充実

いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも気軽に生涯スポーツに親しむことができる社会の実現を目指すとともに、スポーツを通じて市民に夢・希望・勇気・感動を与え、各競技レベルの向上につながるスポーツ環境の整備に取り組みます。

また、スポーツを取巻く環境の変化への対応や、スポーツ大会や合宿等の誘致をはじめとしたスポーツコンベンションによる経済活動の促進など、関係各課が一体となって「スポーツのまち・なご」を推進します。

施策 4 芸術・文化活動の充実

名護市に伝わる数多くの歴史的・文化的財産の保存を図るとともに、それらを活用した教育普及活動を推進します。

また、名護博物館を「名護・やんばる」地域の自然や歴史・文化に関する情報収集・保管・発信などの機能を備えた、総合的なガイダンス拠点として利用を促進します。

図書館や市民会館等の施設については、公民館や支所、他の施設と連携し、それぞれの専門分野や機能を活かしながら、住民のニーズに沿った新たなプログラムの開発に取り組みます。また、市民会館を中心に様々な芸術・文化事業を実施し、市民が身近に芸術文化に触れ親しむことのできる創造性豊かなまちづくりを目指します。

施策5 交流の推進

観光・産業の活性化等を更に進めるため、友好都市を中心に県内外へ名護市の魅力を広く発信し、地域間交流の推進を図ります。

また、名護市では国際交流事業である「世界のウチナーンチュの日」が毎年開催されています。

市民へのさらなる周知を図るとともに、産学官の連携による積極的な情報発信と交流促進に取り組みます。

名護市内では、在住外国人や外国人観光客等も急速に増加しており、災害時の対応や、医療・教育面などの受入体制の充実化を更に図ります。

施策6 人権や多様性の尊重

誰もが安心して充実した生活を送ることができるまちにしていくため、様々な立場への理解を深め、お互いに支え合う社会づくりが必要です。誰もが安心して相談できるよう、各種相談窓口を分かりやすくするとともに、相談支援体制の充実を図ります。

また、子どもから大人まで、お互いを大切にする意識づくりに向けて、人権についての学びと啓発の機会、相談事業の充実を図るとともに、人権擁護体制の確立に向けた取組を進めます。更に、様々な制度・施設で反映することで、これらの取組の普及・啓発を進めます。

令和8年3月27日

名護市長 渡具知 武豊